

裁判所書記官印

証人調書

(この調書は、第12回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号
	平成29年(ワ)第535号
	平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月2日 午前10時00分
氏名	半田滋
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、 真実を述べ、

なに ごと かく
何事も隠さず、 いつわ の
偽りを述べない

ことを 誓います。

氏名 牛田

流



速記録（令和2年10月2日 第12回口頭弁論）

事件番号 平成29年（ワ）第125号、同第535号

平成30年（ワ）第468号

証人氏名 半田 滉

原告兼原告代理人（前田）

1 半田さんの経歴は甲B第55号証として裁判所に提出しております陳述書末尾に記載されている内容どおりで間違いございませんか。

間違いありません。

2 これによりますと、新聞記者として長年にわたって防衛庁や防衛省に対する取材に関わるなどしてきた防衛ジャーナリストであると、こう理解してよろしいですか。

はい、結構です。

3 それでは、2015年9月に成立しました、いわゆる安保関連法について御質問をいたします。半田さんの立場から見て、これらの法律はどのような法律であるというふうに理解しておられますか。

私は1991年からずっと当時の防衛庁、現在防衛省です、そして、自衛隊を取材をしてきました。通算すれば30年という非常に長い間、防衛省、自衛隊を取材してきたわけですが、日本の企業ジャーナリストとしては通常1年か2年で人事異動があり、その担当が替わる中では非常に珍しい経験ができたというふうに考えています。特に自衛隊の海外派遣と自分の取材というのが重なってきたというふうに考えていました。1991年に湾岸戦争が終わった後、海上自衛隊の掃海艇といつて機雷を除去するための船など6隻がペルシャ湾に派遣されました。この活動を取材するためにアラブ首長国連邦などに行って実際に掃海艇に乗って取材をするという体験ができました。また92年には

国連平和維持活動協力法、PKO法が成立したのに伴って、陸上自衛隊600名がカンボジア南部の町タケオというところに派遣をされ、道路や橋を補修するという活動を、実際に私も同行して取材をしてきました。この自衛隊の海外活動というのは2000年になって大きく変化してきました。2001年にはアメリカのアフガニスタン攻撃に伴ってテロ対策特別措置法という法律が作られて、実際には3年間で期限が切れる法律でありましたけれども、延長を繰り返した結果9年間にわたってアメリカ軍の艦艇などに海上自衛隊の補給艦から燃料を無料で提供するというような活動を行いました。艦艇というのは燃料がなければ動けませんので、その燃料を受けたアメリカ軍の艦艇がアフガニスタンに向かって艦対地ミサイルを発射をするというような活動に協力をしてきた、これも、実際に私は補給艦に乗って取材をしてまいりました。今度2003年になりますと、アメリカがイラク戦争を始めます。我が国はイラク特措法を作り、そして陸上自衛隊をイラクに、航空自衛隊をクウェートに派遣をしました。この活動も実際に現地に行って取材してきました。航空自衛隊については、C-130輸送機という大型の輸送機を持ち込んで、陸上自衛隊が撤収した後にアメリカ兵の空輸を始めました。この空輸活動はおよそ2万3000人、実際に陸上自衛隊で運んだのは1万人ですから、それの2倍を上回る非常に多くの武装したアメリカ兵を戦闘地域のバグダッドまで運ぶということをやってきました。実際にバグダッドにこのC-130が近づくと、地上から携帯ミサイルに狙われたことを示す警報音が機内に鳴り響いてacrobatのような飛行を余儀なくされ、中に乗っていたアメリカ兵が嘔吐をする中で、命からがら着陸をすることを繰り返してきた、そういう活動についても取材してまいりました。この二つの活動については特別措置法といって、目的と期限が

定められた法律でしたけれども、安全保障関連法は違います。恒久法ですから、廃止になるまでいつまでも、そして、いつの段階であっても、この発動ができるというものであります。その性質は二つの特措法で対米支援を実現したのと同じようにアメリカ軍の戦争の支援、場合によつてはアメリカ軍とともに戦う、集団的自衛権の行使を可能にした法律であつて、元々専守防衛で作られてきた自衛隊、特に海上自衛隊というのは、これは先の大戦の反省からアメリカ軍にばらまかれた機雷を除去するための対機雷戦、そしてアメリカ軍の潜水艦に南方に向かう徴用船や軍艦が攻撃された経験から対潜水艦戦というふうに、二つの防御的な戦いに限定された組織が変わっていく。そして、また航空自衛隊については本来であれば空軍力というのは打撃力であつて、他国を攻撃することが主な目的であります、これをいわゆる対領空侵犯措置、他国の軍用機が日本に入ってこないようにするような防御的な対応をする、そういういた他国の軍事組織と自衛隊の活動というのは全く違うんだということが実際に体験して分かりましたけれども、安全保障関連法ができたことによって、自衛隊が海外にまで出向いて米軍と武力行使一体化をしたり、米軍とともに戦ったりするということから、大きくその自衛隊の性質を変える法律になったというふうに理解しています。

- 4 それでは、世界のどの地域においてもアメリカ軍と一緒に武力行使ができるようになったというふうにお話しになりましたので、安保関連法ができて自衛隊がいかに変貌してきたか、具体的なお話を伺いたいと思います。2016年の11月に、日本政府は南スーダンへの駆け付け警護の目的で自衛隊を派遣いたしました。この駆け付け警護目的での派遣によって、自衛隊の武器使用という観点からの変化がありましたでしょうか。

はい、ありました。

5 具体的にお話しください。

この安全保障関連法に反映された駆け付け警護というのは、元は2014年7月1日の閣議決定を反映しています。この閣議決定というのは、これまで集団的自衛権の行使は憲法上行使できないとしてきたものが一部行使できるというふうに変えた閣議決定です。その中にPKOに参加する自衛隊についての書きぶりがあり、その中を読むと、受け入れ同意をしている国がある以上は、自衛隊の前に敵対する存在として国や國に準じる組織が現れないということを閣議で決めています。

しかしながら、実際には92年の最初のカンボジアPKOの際にもポル・ポト派といって、以前のカンボジア政権が自衛隊の脅威として立ち塞がったという事実があります。で、実際に我が国はカンボジアの独立を助けるために自衛隊を派遣したのみならず、選挙監視員として民間人43名を送り込みました。この選挙が近づくと、ポル・ポト派による襲撃を恐れて自衛隊が実際のところは警護活動に従事するということをやってきました。したがって、過去のPKOで敵対する存在として国に準じる組織が現れたということは明らかであります。それを現れないというふうに閣議決定をしたということは事実に反すると思いまし、また同時に、この閣議決定を受けて安全保障関連法が制定された中で、宿営地の共同防護というのがありました。これは、今までであれば自衛隊の宿営地の中にいる他国が攻撃をされた場合に、その他国の囲障、つまり囲いが破られて敵が流れ込んできた場合に自衛隊にも命の危険があることから、直接攻撃を受けていなくても共に防護するために武器を使用することができるというふうに内容が変わりました。実際に2016年の7月、自衛隊は南スーダンのジュバというところで6か国とともに宿営地に入っておりました。このとき、政府軍と反政府勢力との間の撃ち合いが自衛隊の頭越しに行われて、

そして一部ロケット弾が自衛隊に隣接するルワンダ軍の上に落ちてきました。これに驚いたバングラデシュ軍が外に向かって発砲したわけであります。このときの様子について、帰国した後、第10次隊の隊長の中力修一佐に取材をしたところ、宿営地の共同防護というのは2016年の3月、すなわち安全保障関連法が制定された時点で実施可能となっていたけれども、自分はやるつもりはなかったというふうにはつきり言っていました。それは、なぜならば、自衛隊は道路を直すという国土の復興のために行ったのであって、治安維持を担うものではないからだという説明がありました。ということは、実際にこの法律というのは現場の裁量で実施されることもあり、されないこともあります、むしろ、どちらかと言えば、これは実際の現場の感覚から大きく逸脱したものが法律として制定されているのだと。したがって武器使用の範囲は広がったということが言えるというふうに思いました。

- 6 駆け付け警護の目的あるいは宿営地共同防護の目的での、部隊としての武器使用が認められるようになったと。

はい。

- 7 ですから、現地の責任者の判断次第では、そこでの部隊としての戦闘が行われる可能性があるということですか。

はい、そのとおりです。

- 8 次に、安保法制下で米軍防護活動が認められることになりました。アメリカ軍と自衛隊との関係で変化がありましたでしょうか。

はい、ありました。実際に自衛隊法95条の2という項目が追加をされまして、これまでできなかつた米軍の艦艇や航空機の防護が自衛隊によって実施可能となりました。実際のところ、2017年には2件、18年には16件、19年には14件の米軍防護が行われています。これらの件数については、防衛省のホームページに公表されています

けれども、しかしながら、具体的にいつどこでどのような形で米軍を防護したのかということは、これは実際に取材を通じて防衛省に問い合わせても知りようがありません。なぜならば、これらは全て前年1年分の活動を国家安全保障会議に報告をするということを国家安全保障会議が基準として定めていて、そして、国家安全保障会議の結論というものは、特定秘密になっているから公表できないということだそうあります。この中身を見ると、非常に奇妙なことに2017年は北朝鮮が何度も弾道ミサイルを発射し、6回目の核実験を行った年に当たります。この年が2件で、18年というのは南北首脳会談が行われ、初めての米朝首脳会談があって、北朝鮮が一発も弾道ミサイルを撃っていないにもかかわらず、16件もの米軍防護が行われた。これはどういうことだろうということで防衛省に問い合わせても、先に述べたとおり特定秘密が壁となって、我々国民はその中身を知ることができません。そして、この米軍防護で最も問題なところは、武器使用の判断は自衛官に委ねられているという点にあります。シビリアン・コントロールの下、我が国は政治が軍事を統制する決まりになっていますけれども、95条の2を見る限りでは自衛官の判断で武器を使用することができるというふうにあるわけです。外形的には米軍の艦艇を自衛隊が守るということは集団的自衛権の行使というふうに解釈されても仕方ありません。アメリカ軍の場合には我が国と異なる憲法を持ち、世界最強の130万人のアメリカ兵がいます。しかしながらアメリカで集団的自衛権の行使を認められているのは、これは大統領と国防長官の2人だけであるというふうに明解に示されています。一方我が国は平和憲法を持ち、そして自衛隊という軍事組織、これは23万人の組織しかないにもかかわらず、23万人の誰もがこの米軍防護のための武器使用が認められる。すなわち集団的自衛権に踏み切ることがで

きるというのは大いに法的な倒錯であるというふうに考えられます。

- 9 先ほど、自衛隊の米軍防護活動はホームページで公表されていて、件数が分かるとおっしゃいました。それ以外に分かることはどういうことがありますか。

三つの項目に分かれています。一つは日本の平和と安全に関係のある共同訓練の場合に米軍を守ることができる、もう一つはミサイル防衛を監視している、ミサイルが飛んでくるかどうかを監視をしている米軍を守ることができる、そういうた大きなくくりが三つあるだけあります。

- 10 そのほか、艦艇への防護か、あるいは航空機への防護か、これは分かりますか。

この2種類だけは分かります。

- 11 それ以外は、特定秘密になっていて公表されていないということですか。
そのとおりです。

- 12 次に、日米共同訓練についてお伺いいたします。日米共同訓練は安保関連法制定以前から実施されていたと思いますが、それが安保関連法制定後、変化がありましたでしょうか。

ありました。

- 13 具体的にお話しください。

この共同訓練を行う場所が変わりました。我が国は今まで、例えば海上自衛隊や航空自衛隊の警戒監視範囲というのは、北は宗谷海峡、南は与那国島の西まで、つまり東シナ海までと、それが自衛隊による警戒監視の範囲であり、実際に訓練というのもここで行われましたし、共同訓練も同じであります。しかしながら、安全保障関連法が施行された3月、ここから4か月後の2016年の7月にアフリカのケニアでアフリカ開発会議という日本政府の主催する会議が開かれて、この

場で当時の安倍晋三首相が自由で開かれたインド太平洋戦略というのを発表しました。これは法の支配の下、航行の自由を確保する、あるいは、そのインド太平洋の国々の経済成長を遂げるというような表向きの意味合いのほかに、中国の習近平国家主席が打ち出している巨大経済圏構想及び安全保障構想の一帯一路のうちの一路、すなわち海のシルクロードに対してけん制をするという意味合いが含まれていました。そして、この自由で開かれたインド太平洋構想、現在は構想と言います。これを発表した翌年の2017年からアメリカとインドによるマラバールという米印共同訓練に自衛隊も毎回参加するようになります。2017年のこの訓練マラバールはインドのチェンナイ沖というところで行われました。ここでアメリカやインドの空母とともに海上自衛隊の空母型の護衛艦である「いずも」が参加をして、武力行使を前提とした訓練を行うようになりました。また、翌2018年には今度は南シナ海に出ていくために、インド太平洋方面派遣訓練部隊というものを作りました。護衛艦「かが」を含む護衛艦3隻の部隊が南シナ海まで出でていって、後を追い掛けてきた潜水艦「くろしお」とともに対潜水艦訓練、つまり武力行使を前提とした訓練を行いました。今のは2018年です。で、2019年については護衛艦「いずも」、そして汎用護衛艦1隻、つまり2隻の護衛艦が平成31年度、インド太平洋方面派遣訓練部隊として南シナ海に出ていき、5月にはイギリス海軍やオーストラリア海軍との間で2回にわたる4か国の共同訓練を行い、7月にはアメリカのロナルド・レーガンという原子力空母とともに日米共同訓練を行っております。このように南シナ海といって、我が国の平和と安全におよそ無関係の海域にまで海上自衛隊が出ていって、我が国の単独訓練、日米共同訓練、多国間訓練を行うようになっているというのが現状であり、これは安全保障関連法によ

る対米支援が広がったことの影響であるというふうに考えられます。

14 また別のことをお伺いいたします。宮崎県にあります自衛隊の新田原基地というのがありますね。そこでは、アメリカ軍のための弾薬庫、駐機場、燃料タンク、米軍用宿舎等の整備が行われるようになったようですが、アメリカ軍による我が国の自衛隊基地利用に関して変化がありましたでしょうか。

ありました。この新田原基地というのは、航空自衛隊の戦闘機の基地です。この新田原基地だけでなく、福岡県の築城基地という、やはり航空自衛隊の戦闘機基地も、現在米軍との共同使用を前提として弾薬庫や隊舎などの建設が進んでいます。これは元々は2006年にあつた米軍再編の最終報告の中に書かれていることではありましたけれども、安全保障関連法が施行された後になって、日米合同委員会が開かれて、この新田原基地と築城基地の日米共同使用が正式に決まり、そして動き出したというのが現在の姿であります。実際のところ、この日米共同使用というのは、もっと範囲が広がっています。日米共同訓練の中でフォレスト・ライトというのがあります。これは、陸上自衛隊とアメリカの沖縄にいる第3海兵遠征軍、つまり海兵隊との共同訓練で、1981年から始まっています。このフォレスト・ライトについて言えば、元々ここに参加する海兵隊の航空機というのは山口県の岩国基地や青森県の三沢基地といったアメリカ軍の基地を専ら利用しておりましたけれども、一昨年から自衛隊基地を使うようになりました、2018年については築城基地にオスプレイがやってまいりました。昨年については、陸上自衛隊明野駐屯地というところにオスプレイがやってきました。今年については、この九州が訓練の舞台となって、熊本空港に4機のオスプレイが着陸をし、そのまま滑空をして高遊原分屯基地という陸上自衛隊の施設に入っていきました。そこで陸上自衛隊側から燃料を受けて、そして熊本空港を利用して飛び立って

いくというように訓練が変わりました。もう一つの訓練は北海道を舞台にしたノーザンヴァイパーというのが海兵隊と陸上自衛隊の中で行われております、これも元々は三沢基地を使って行われましたけれども、帯広駐屯地を使う。これは北海道胆振東部地震で中止になりましたけれども、そういう計画がありました。今年の1月のノーザンヴァイパーについては民間空港である新千歳空港と隣接する千歳基地という航空自衛隊の基地を活用して、オスプレイが離発着を繰り返しました。この新千歳空港と千歳基地というのは、これは航空管制を航空自衛隊がやっている軍民共有の施設です。このように元々アメリカ軍というのは日米共同訓練の際に米軍基地を専ら使っていたものが、今度自衛隊施設を共同使用するようになり、現在には民間の施設まで使うようになったと。日米の一体化というのが、軍のみならず民間レベルにまで安全保障関連法の施行後に広がってきてているという事実があります。

15 先ほど述べられた熊本空港というのも民間空港ですね。

そのとおりです。

16 さて、安倍政権の下で、2018年の防衛計画の大綱が策定されました。その大綱におきましては、自衛隊が保有する武器についての変化がありましたでしょうか。

ありました。元々、防衛省、自衛隊というのは専守防衛の枠の中で武器やあるいは訓練を繰り返してきました。1988年に瓦力防衛庁長官が述べたところによると、必要最小限の実力を超えるとして三つの武器は持てないと例示しています。一つは大陸間弾道ミサイル、そして長距離戦略爆撃機、そして攻撃型空母、これらはいずれも他国に脅威を与えるので持てないというふうに言ってまいりました。ところが、2018年10月に改定された防衛計画の大綱によれば、これら

はいずれも持てるというふうに読めるように変化しています。例えば大陸間弾道ミサイルについては島嶼防衛用高速滑空弾という名前、これは射程400キロで現在のところは他国に脅威を与えるものではありませんけれども、しかしながら我が国はロケット大国ですから、いつでも射程を延ばして他国の基地を攻撃できるように改修することはとても簡単なことです。また長距離戦略爆撃機については、軍事技術の進展によって、小型の戦闘機から長射程のミサイルを撃つことによって同じ効果を得られるように変わっています。この18年12月の防衛計画の大綱を受けて、F-35という航空自衛隊の戦闘機から発射する射程500キロのJSMというミサイルの導入を始めました。

また、アメリカ製の射程900キロのJASSM（ジャズム）とLRASM（ロラズム）という長射程のミサイルについても導入の検討を進めているところです。また最後の攻撃型空母については、本来は対潜戦に特化して建造されたはずの「いずも」と「かが」という2隻の艦艇を、これは空母に改修することが決まりまして、そこに乗せるF-35Bという垂直離着陸ができる戦闘機も導入を始めているところであります。このように大きく、過去には持てないと言っていたものが持てるというふうに180度変わっているのが現在ということです。

- 17 今年の話を伺いします。2020年、日本政府は中東への自衛隊派遣を行っています。この活動についてはどのように理解しておられますか。

この自衛隊の中東派遣については、この始まりは2018年の5月にアメリカのトランプ大統領がイランの核開発を遅らせるための6か国協議から一方的に離脱したところから始まっていると理解しています。イランは昨年2019年の5月に一部核開発を開始をし、そして後に中東の情勢が不安定化していきました。例えば、民間のタンカーが攻

擊をされたりするということが起きてきたわけであります。アメリカは、昨年7月以降に日本を含む60か国に声を掛けて有志連合を立ち上げるということを検討いたしました。実際には昨年11月に有志連合が立ち上がり、オペレーション・センチネル、つまり番兵作戦というものが実施されたわけであります。ところが実際に参加しているのは、アメリカを除くと6か国しかありませんでした。更に艦艇や航空機を出しているのがイギリスとオーストラリアの2か国のみということで、本来アメリカが考えた警戒監視をする海域にはとても足りない状態となりました。我が国はイランとの伝統的な良好な関係を崩したくないということから有志連合には加わらないものの、昨年の12月に閣議決定をもって防衛省設置法の調査研究を根拠として、本年の1月から護衛艦1隻とP3C哨戒機を中東に派遣をして、そして護衛艦についてはオマーン湾周辺の海の警戒監視、そしてP3C哨戒機についてはアデン湾上空からの警戒監視を行っております。このアデン湾やオマーン湾というのは、正に有志連合が監視対象としている海域であります。足らざる戦力を補う、補完する役割を日本が果たしているということが言えると思います。そして、非常に重要なことですけれども、このアメリカは世界を5つの方面に分けて、その安全保障環境を維持しています。その中で、アメリカの中央軍の司令部、中央海軍の司令部というのは、中東のバーレーンというところにあります。ここに海上自衛隊の一等海佐という、これまでにない高位の方が派遣をされて、そして、アメリカの中央海軍と密接な情報交換を行うようになります。また、派遣された護衛艦の中には護衛隊指令、本来であれば4隻の護衛隊を率いる指令が、3隻をほかの人に預けて、その1隻のためだけに中東に来て、そして、この指令というのは一等海佐です。この一等海佐がその情報収集をして、現地の治安状況を常に

監視をするということができるようになっていると。つまり、一等海佐といふこれまで海上自衛隊が派遣したことのない連絡幹部が派遣され、そして隊司令の一等海佐といふ人が當時その現地にいるということは、もしアメリカとイランとの間の情勢変化があった場合には直ちに情報を本国に提供して、海上警備行動なり安全保障関連法に基づく重要影響事態の認定なりができるような態勢が取れないと。そういう準備を込めて今、中東での活動が行われている、そういうふうに理解しています。

- 18 アメリカが呼び掛けた有志連合には日本は加わっていないけれども、実質的には有志連合の活動を補完していると、こう理解していいんですかね。
- はい、結構です。
- 19 それから、つい最近のことですが、地上イージス・アショアの廃止と敵基地攻撃能力兵器の保有という動きが出てまいりました。それらを含めて、現在における日本を取り巻く安全保障環境について、どのように半田さんは見ておられますか。

イージス・アショアというのは地上版イージスと言われていて、元々であればイージス護衛艦が担う役割を地上に置いたものというふうに理解して構わないと思います。イージス護衛艦というのは、例えば北朝鮮から弾道ミサイルが発射されるような場合には日本海に配備をして、いち早くこれを迎撃をする。そして、もし撃ち漏らしがあった場合には地上に配備したPAC3（パックスリー）というもので二段階で迎撃をする、といったミサイル防衛システムの中の一つとして組み込まれることが決まっていたものであります。このイージス・アショアというのは、すなわち防御的な兵器であるにもかかわらず、この配備を断念した途端に、なぜか敵基地攻撃をしなければいけないという議論が出てきまして、実際に8月4日の日に自民党の検討チー

ムが敵基地攻撃の検討をしてほしいというような報告書を首相官邸に持ってきました。また、安倍晋三氏は9月11日の日に、そういった敵基地攻撃と、そしてイージス・アショアの代替について検討するよう言い残して政権を去っていくということになりました。ここで非常に奇妙なのは、防御的な兵器のイージス・アショアが消えると、なぜ攻撃的な戦法を考えなければいけないのかというところの論理の飛躍があるところあります。これは、イージス・アショアを断念した、だから敵基地攻撃だというのは論理の飛躍だというふうに、これは岩屋毅元防衛相が言っているとおりだというふうに理解しています。私は北朝鮮から日本に弾道ミサイルが飛んでくるような事態というのは、突然訪れるとは到底考えられないというふうに思っています。朝鮮半島には北朝鮮のほかに韓国があります。そして韓国があって、在韓米軍3万人がいるわけです。現在、朝鮮半島というのは休戦状態であって、これは停戦でもないし平和条約が結ばれているわけでもありません。もし北朝鮮から弾道ミサイルが飛んでくるというのは、恐らく朝鮮戦争が再燃をして、北朝鮮と韓国軍、そして米軍との間の戦争が再燃しているんだということが十分考えられると思います。朝鮮半島で戦争が起きたければ、これは日本も近傍における戦争ですから、安全保障関連法で言うところの日本の平和と安全に重要な影響のある重要影響事態が認定されるであろうというふうに推測がされます。そういうと、我が国としては、この重要影響事態が認定された場合には、アメリカ軍の支援ができるようになるということになります。具体的には、例えば発進準備中の航空機に対する燃料の補給であったり弾薬の提供といった、安全保障関連法ができる以前であれば、これは憲法との関わりからできないとされていたことが全て安全保障関連法でできるようになっていますし、また以前より可能とされていた武器、弾

薬、燃料、食料の輸送といった米軍のものを運んでいくということは、これは当然できるようになるというふうに思います。戦争が進んでいけば、アメリカ兵の中に死傷者が出てくるということが十分に考えられます。この場合、我が国の中で2017年8月に小野寺防衛大臣がグアム島の米軍に弾道ミサイルが落ちてきた場合にはアメリカ軍の攻撃力や防御力が落ちるので、存立危機事態に当たり得るというような国会答弁をしています。朝鮮半島で戦う米軍の戦力や抑止力が落ちるということは、当然我が国としては存立危機事態に該当するというふうに考えるであろうというふうに考えられます。そうしますと、次には存立危機事態が認定をされて、先ほど申し上げた18年に改定された防衛計画の大綱に基づいて、保有している攻撃的な兵器を活用した集団的自衛権の行使が行われることになるだろうと。これは事実上、日本が朝鮮戦争に加担する、参戦することになりますから、その段階で初めて北朝鮮からの弾道ミサイルが我が国に飛来することになるだろうというふうに考えられます。そう考えていきますと、朝鮮半島で起きた戦争と日本有事というのは、本来結び付くはずはないのですが、安全保障関連法ができたことによって重要影響事態、存立危機事態というふうになだらかに連なるグラデーションができてしまって、そこで日本有事に発展していくと、そんな事態になっていくということが考えられるというふうに思います。

- 20 今の半田さんのお話を伺いますと、安保関連法の制定によって、自衛隊が変貌する、自衛隊の活動状況が劇的に変わる可能性があって、戦争の危機が日本に迫ってくると、こういう御理解だと思うんですが、この安保法制違憲訴訟というのは各地で起きています、東京地方裁判所や昨日判決がありました前橋地方裁判所では、半田さんの証言や半田さんが出された陳述書での意見に対して、半田さんの御意見というのは米国による戦争と我が国による集

団的自衛権の行使とを二重に予測した上で、これに起因して我が国が武力行使又はテロ攻撃の対象となる旨の予測を述べるものであって、我が国が現実に武力行使又はテロ攻撃の対象とされていることを述べるものとは言えないと、こういうふうに判断されていますね。これについて何か御意見ありますか。

歴史の事実を無視した判決だというふうに考えています。第二次世界大戦が終わった後、アメリカという国は10年に1回程度大きな戦争を繰り返していました。朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、そしてアフガニスタン攻撃、イラク戦争です。中には国連軍を背景にした戦争もありましたけれども、例えばベトナム戦争などは、トンキン湾事件、後にアメリカのねつ造だったということが分かっているそういういた事件をきっかけとして参戦をしました。またイラク戦争については、今ではアメリカ政府も認めているとおり、フセイン政権が大量破壊兵器を隠し持っているというような偽りを基にして戦争を始め、そして、イラクを大混乱に陥れた結果、IS、イスラム国というテロリスト集団を生み出す結果にもなったし、現在に至るまで中東の不安定要因をまいているというのもアメリカだというふうに理解しています。そのようにアメリカが繰り返し戦争を行ってきた国であるということ、また今申し上げたのは大きな戦争ですけれども、例えば南米においてはニカラグア侵攻などのように国際法違反だというふうに認定された戦争も行っているわけであります。またキューバに対してはピッグス湾事件というような事件も引き起こしている。そういう国が将来二度と戦争をしないなどということは到底考えられないということが言える。また同時に安全保障関連法というのは、今日御紹介したテロ特措法やイラク特措法といった期限が来たら切れてしまう法律ではなくて恒久法として、いつでもどのような場合でも対米支援を可能にするた

めに作った法律であるということです。また、2015年には安倍首相が国会の中で、我が国はアメリカの戦争を国際法違反として反対したことは一度もありませんというふうに述べています。ということは将来ともアメリカの戦争に反対しないというのが我が国政府の方針なのであろうと考えた場合、将来引き起こすアメリカの戦争に安全保障関連法をもって協力をしていく、場合によっては参戦をしていくというのは、これは歴史、そして現在の状況が明らかにしていることだというふうに考えています。

21 最後に裁判所に述べておきたいことがあれば述べてください。

今日申し上げたように、私は30年にわたって防衛省、自衛隊の取材を続けてきました。そして、例えば、イラク戦争の際には防衛大学校から160名の方が辞めていったということも見てきましたし、また、この安全保障関連法が上程された年には157名の方が防衛大学校を去っています。つまり自分の命が危ないだけでなく、幹部になる人たちは部下に対して無理な命令をしたくない、つまり良心的な若者たちが自衛隊を忌避するんだというふうな流れになっているということをよく見ていかなければいけないと思います。また、我が国は専守防衛として兵器を持ち続けてきたものの、抑制的な訓練や抑制的な兵器にとどめてきたという事実があります。その結果として、東日本大震災や熊本大震災のときに献身的な活動をする自衛隊が国民から高く評価をされて、現在では90%以上の国民の方が自衛隊を支持することになっています。そういう自衛隊の姿を一変させるこの法律というのは、正に一部で言われたとおり戦争法であって、是非裁判所におかれましては正しい判断をしていただければ幸いというふうに思っております。

被告指定代理人（阿波野）

22 特にございません。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安富元美

